

【特定技能制度参考資料 5号】

令和2年3月18日

カンボジア国籍の方々の受入れ手続について

- 1 カンボジア国籍の方々を特定技能外国人として受け入れるまでの手続の流れ（手続の解説）

<http://www.moj.go.jp/content/001315103.pdf>

- カンボジアから新たに受け入れる場合
- 日本に在留する方を受け入れる場合



- 2 カンボジア国籍の方々を特定技能として受け入れる手続の流れ図（フローチャート）

<http://www.moj.go.jp/content/001315102.pdf>

- カンボジアから新たに来日の場合
- 日本国内在留者の場合



【参考】法務省ホームページ URL

- 1 在留資格「特定技能」の創設等

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01\\_00127.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html)



- 2 各国における手続について

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05\\_00021.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00021.html)



出入国在留管理庁特定技能企画室  
代表03-3580-4111